

令和8年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

大井町

申告書の提出期限：令和8年2月2日（月）

- 受付時間・・・8：30～17：15（土日・祝日を除く）
- 郵送により申告書を提出される方で、控え用に受付印を希望される場合は、複写した控と返信用封筒（返信先明記・切手貼付）を同封してください。大井町では本書の複写は行いません。

申告書の提出・お問い合わせ先

大井町役場 税務課

〒258-0019 足柄上郡大井町金子1995番地

電話 0465-83-1311（代表）

0465-85-5008（直通）

町税につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

固定資産税には、土地及び家屋のほかに償却資産がありますが、このうち償却資産については、毎年1月1日現在、その資産が所在する市町村に所有者が申告することになっております。(地方税法第383条)

つきましては、本手引きをご参照のうえ、期間内にご提出くださいますようお願いいたします。

[目次]

1	償却資産のあらまし	1
2	償却資産の申告について	4
3	申告の方法について	5
4	税額等の算出方法について	7
5	非課税・課税標準の特例・減免等について	8
6	国税との主な相違点	10
7	申告内容の確認調査	10
8	過年度への遡及等	11
9	不申告又は虚偽の申告をした場合	11
10	みなし課税	11
11	一般方式による申告書等の記載方法	12

～ お 知 ら せ ～

令和8年度申告分から償却資産申告書の様式が変わりました

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が令和3年9月1日に施行されたことにより、固定資産税に関する事務が、各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理する事務とされたことから、システムを標準化し、様式も統一することとなりました。

このため、この「申告の手引き」の申告書等の記載方法は、新様式の記載方法で作成しています。

なお、これまでご利用されていた様式につきましては、当面の間（概ね5年間）は使用できます。

1 償却資産のあらまし

(1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形の資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課税されない者が所有するものも含まれます。）をいいます。

例えば、会社や個人で事業を行っている者が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。ただし、自動車税及び軽自動車税の課税客体は除きます。（地方税法第341条第4号）。

(2) 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の例示	
1 構築物	構築物	土地に定着した土木設備	路面舗装、門・塀・緑化施設、看板（広告塔等）、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他の建築設備、内装・内部造作等 ※詳しくは3ページ
		建物の所有者と異なる者（テナント）が施工した設備	店内造作設備、照明設備、内装工事、給排水衛生設備、ガス設備等
2 機械及び装置	製造設備	電気機器製造設備、金属製品製造設備、食品製造設備等	
	工作機械	施盤、フライス盤、ボール盤等	
	搬送設備	クレーン、コンベヤー等	
	土木建設機械	建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「0」「00～09」「000～099」のもの）ブルドーザー、パワーショベル等	
	その他の設備	印刷設備、建設工業設備、ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、自動車整備業用設備等	
3 船舶	ボート、釣舟、漁船、遊覧船等		
4 航空機	ヘリコプター、グライダー、その他の航空機		
5 車両及び運搬具	大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が、「9」「90～99」「900～999」のもの）、台車等 ※自動車税及び軽自動車税の課税対象となるものは該当しません。		
6 工具・器具及び備品	工具	測定・検査工具、治具、取付工具、金型、木型、切削工具等	
	器具・備品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セットなど	

(3) 業種別の課税対象償却資産の例示

業種	主な資産の名称
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等、LAN 設備、看板（広告塔、袖看板、ネオンサイン） 等
ホテル・旅館業・入浴施設	客室設備（ベッド、家具、テレビ等） 厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備 等
料理・飲食店業	テーブル、椅子、厨房設備・用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器 等
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装 等
建設業	ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト等の土木建設車両（自動車税及び軽自動車税の課税対象となるべきものを除く）、大型特殊自動車 等
小売業	陳列棚、陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む） 等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール 等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等） 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備 等
駐車場業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、舗装路面 等
ガソリン給油所	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク、照明設備、コンプレッサー、充電器 等
娯楽業	ゲーム機、両替機、玉貸機、カラオケ機器、ボーリング場用設備、パチンコ台、同取付台（島工事） 等
売電業	太陽光発電設備、フェンス 等
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、施盤、ボール盤、プレス機、梱包機 等
農業	ビニールハウス、ボイラー、保冷库、田植機・コンバイン等の農機具（自動車税及び軽自動車税の課税対象となるべきものを除く） 等

(4) 家屋との課税区分の例示 (同一所有者の場合)

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備(家屋と一体となって家屋の効用を高める設備)が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

ただし、家屋で課税される設備をテナントの方が取り付け、所有している場合は、「特定付帯設備」として償却資産となりますので、テナントの方が申告してください。

《償却と家屋の区分表》

※主な設備等の例示です。

設備の種類	償却資産の申告対象	家屋で課税 (テナントは償却資産で課税)
運搬設備	垂直搬送機、ベルトコンベヤー、天井走行クレーン	エレベーター、エスカレーター ダムウェーター
火災報知設備	屋外の装置一式	屋内の装置一式
ガス設備	特定の生産・業務用設備、屋外ガス設備	屋内ガス設備
給湯設備	局所式(電気温水器、湯沸器等)	中央式(セントラル式) 局所式(ユニットバス用、床暖房用等)
給排水設備	特定の生産・業務用設備 屋外設備、引込工事	屋内給排水設備、高架水槽、受水槽、ポンプ
消火設備	屋外消火設備、消火器、避難器具	屋内消火設備、スプリンクラー
照明設備	ネオンサイン、スポットライト、投光器 屋外照明設備	屋内照明設備
厨房設備	飲食店、ホテル、社員食堂等の厨房設備	キッチンユニット
電灯配線設備	屋外電灯配線設備	屋内電灯配線設備
電話設備	電話機、交換機等の機器	電話配線設備
動力配線設備	特定の生産・業務用設備	特定の生産・業務用以外
間仕切り	可動性のあるもの	可動性のないもの
冷暖房設備	特定の生産・業務用 ルームエアコン(壁掛型)	ボイラー、冷凍機、附属設備 家屋と一体となったエアコン(埋込型)
その他	看板・広告塔、門・塀・緑化施設、路面舗装、駐輪設備、機械式駐車設備、LAN設備、受変電設備、予備電源設備、中央監視設備、ごみ処理設備、夜間金庫	自動ドア、避雷設備、テレビ共聴設備、セントラルバキュームクリーナー、床、壁、天井等仕上げ

2 償却資産の申告について

(1) 申告が必要な方

1月1日現在、償却資産を所有されている方です。

なお、次の方も申告が必要です。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
- イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ウ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- エ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- オ 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方
- カ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

※償却資産を所有されていない方は「該当なし」として申告をお願いします。また、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、申告をお願いします。

(2) リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が当該資産を申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

(3) 申告の対象となる資産

1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

- ア 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- イ 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ウ 遊休又は未稼働の資産（休眠中であっても使用できる状態であれば申告対象。）
- エ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います。）
- オ 福利厚生のに供するもの
- カ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの
- キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

注：カ及びキについては、5ページ<参考>をご参照ください。

(4) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないため、申告の必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの（例：小型フォークリフト等）
- イ 無形固定資産（例：アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等）
- ウ 繰延資産（例：創立費、開業費、開発費等）
- エ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
 - ・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
 - ・取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- オ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で取得価額が20万円未満のもの

注：アについて、農耕作業用トレーラは、道路運送車両法施行規則 別表第1大型特殊自動車の項第1号口に掲げる「国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車」に指定されたことに伴い、これまで償却資産の対象となっていました。軽自動車税の課税対象となりました。

注：エ及びオについては、本ページ<参考>をご参照ください。

<参 考>

少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記①～③に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

- ① 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ② 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③ 地方税法施行令第49条ただし書による、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの
ただし、下記④、⑤に記載する資産（③に該当するものを除く。）は、固定資産税（償却資産）の申告対象となりますのでご注意ください。

- ④ 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- ⑤ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

	償却方法	取得価額			
		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①	一時損金算入（*1）	申告対象外	—	—	—
②	3年一括償却（*2）	申告対象外		—	—
③	リース資産 （ファイナンス・リース）	申告対象外		申告対象 ※P4（1）参照	
④	中小企業特例（*3）	申告対象			—
⑤	個別減価償却（*4）	申告対象			

（*1）法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

（*2）法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

（*3）中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から令和2年3月31日までに取得した資産です（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

（*4）個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。（所得税法施行令第138条）

3 申告の方法について

（1）書類による申告書等の提出方法

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の所定の書類を、税務課の窓口又は郵送にて提出をお願いします。

※郵送される方で控えの返送をご希望の場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、申告書類本書と控えの両方を同封くださるようお願いいたします。

<申告方式>

ア 一般方式

前年中に増加又は減少した資産を申告する方式で、評価額等の計算は、税務課で行います。

イ 電算処理方式

賦課期日（1月1日）現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算したうえで申告する方式です。

※いずれも、前年中に資産の増加及び減少がない場合や、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した場合でも、申告書の提出が必要です。

(2) 電子申告による申告データ等の提出方法

eLTAX（地方ポータルシステム）により、所定の手続きにしたがって、申告データを送信していただく方法です。送信された申告データは、ポータルセンタを通じて申告先（大井町税務課）に配信されます。

※電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得したうえで eLTAX のホームページから利用の届出を行う必要があります。

申告データ等の作成に係る具体的な操作方法については、eLTAX ホームページをご覧ください。eLTAX ヘルプデスクにお問い合わせください。

一般社団法人 地方税電子化協議会

eLTAX ホームページアドレス：<http://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAX ヘルプデスク 電話：0570-081459（繋がらない場合は 03-5521-0019）

〔9:00～17:00 受付（土・日・祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）〕

(3) 提出書類

①今回初めて申告される方

- ・該当する資産がある方 . . . 償却資産申告書、種類別明細書
- ・該当資産なしの方 . . . 償却資産申告書

②前年に申告されている方

- ・資産に増減があった方 . . . 償却資産申告書、種類別明細書
- ・資産に増減がない方 . . . 償却資産申告書

(4) 事業の廃止等をされた方

1月1日現在、事業の廃止等（廃業、解散、休業、町外移転など）があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記入し申告してください。

〔例：令和〇〇年〇〇月〇〇日廃業、解散など〕

(5) 申告に際しての注意点

- ①賦課期日は1月1日ですので、前年決算期から1月1日までの間の資産の増減についても、漏れないように申告してください。
- ②店舗設備を居抜きで購入した場合、資産を無償で譲り受けた場合等、取得価額が不明な資産は見積価額で申告してください。
- ③大井町内に複数の事業所のある方は、大井町内の事業所分をまとめて申告してください。
- ④正当な理由がなく申告されなかった場合、又は虚偽の申告をされた場合には、罰則の適用があるほか、延滞金を加算して不足税額を追徴させていただく場合があります。

耐用年数省令の改正に係る申告の取扱い

平成20年度税制改正における「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）の一部改正により、耐用年数が大幅に変更されました。

固定資産税（償却資産）においては、平成21年度から、改正後の耐用年数に基づき申告していただくことになります。評価額については資産の取得当初から耐用年数を修正する場合と異なり、平成21年度から改正後の耐用年数に応じた減価残存率を適用し、計算を行うこととなりますのでご注意ください。

具体的な償却資産の耐用年数につきましては、国税庁のホームページ（耐用年数表）を参考にしてください。掲載のない資産については、最寄りの税務署にご相談ください。

4 税額等の算出方法について

(1) 計算方法について

償却資産の評価額は、資産ごとの取得価額（初年度）又は前年度の価格（評価額）に耐用年数ごとの減価残存率をかけて算出します。

減価残存率表

耐用年数	減価率 (a)	減価残存率		耐用年数	減価率 (a)	減価残存率		耐用年数	減価率 (a)	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1-a/2	1-a			1-a/2	1-a			1-a/2	1-a
2	0.684	0.658	0.316	10	0.206	0.897	0.794	18	0.120	0.940	0.880
3	0.536	0.732	0.464	11	0.189	0.905	0.811	19	0.114	0.943	0.886
4	0.438	0.781	0.562	12	0.175	0.912	0.825	20	0.109	0.945	0.891
5	0.369	0.815	0.631	13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	14	0.152	0.924	0.848	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	16	0.134	0.933	0.866	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	17	0.127	0.936	0.873	50	0.045	0.977	0.955

以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%になるまで償却します。算出額が取得価額の5%未満になる場合は、取得価額の5%相当額が評価額になります。

【計算例】

取得価額：1,000,000円、取得年月：令和7年9月、耐用年数：3年の資産の場合
 令和8年度＝1,000,000円×（前年中取得：0.732）＝732,000円
 令和9年度＝732,000円×（前年前取得：0.464）＝339,648円
 令和10年度＝339,648円×0.464＝157,596円
 令和11年度＝157,596円×0.464＝73,124円
 令和12年度＝73,124円×0.464＝33,929円 < 50,000円（※）

※令和12年度で、算出額が取得価額の5%（50,000円）より小さくなりますので、令和12年度以降は50,000円が価額（評価額）となります。

(2) 課税標準額

各資産の評価額の合計額を決定価格とし、課税標準の特例の適用資産があれば特例率を乗じて軽減した評価額が、課税標準額となります。

(3) 税額

税額は課税標準額の1.4%です。たとえば課税標準額が150万円の場合、税額は2万1千円です。課税標準額が150万円未満の場合は免税になります。この場合でも申告書は提出してください。

(4) 納期

第1期・・・5月 第2期・・・7月 第3期・・・12月 第4期・・・2月

(5) 過年度課税

申告漏れがあった場合は、地方税法第17条の5第5項及び同法第383条の規定により、申告した年度分だけでなく、資産を取得した翌年度までの一定期間遡及して課税します。

また、過年度分の納付にあたっては、通常の納期とは異なり、納期限までに一括で納付していただくこととなります。

5 非課税・課税標準の特例・減免等について

(1) 非課税となる償却資産

地方税法第348条(第2, 4, 5, 6, 8, 9項)、同法附則第14条(第1~2項)に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

該当する資産を所有されている方は、非課税内容に係る資料をご提出ください。

(2) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

課税標準の特例が適用される資産を申告される方は、償却資産申告書に添付書類を添え、種類別明細書の摘要欄にその適用条項及び「特例資産」と記載して提出してください。

特例が適用される資産の例 (一部抜粋)

適用条項		資産の種類		特例率	適用期間	添付書類 など
地方税法 第349条 の3	第2項	ガス事業用資産		1/3	最初の5年間	ガス事業法による許可書の写し など
				2/3	その後5年間	
地方税法 附則第15 条	第2項 第1号	水質汚濁防止法に規定する汚水または廃液の処理施設		1/2	期限なし	特定施設設置(使用、変更)届出書の写し、仕様書など
	第2項 第5号	下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設		4/5	期限なし	除害施設新設など届出書の写し、仕様書など
	第25項 第1号イ	再生可能エネルギー発電設備	1,000kw未満	2/3	3年間	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けたことがわかる書類(補助金交付決定通知書・発電出力容量等)など
	第25項 第3号イ	再生可能エネルギー発電設備	1,000kw以上	3/4	3年間	
	第43項	中小事業者などが認定先端設備など導入計画に従って取得した一定の条件を満たす機械及び装置、測定工具及び検査工具、器具及び備品並びに建物附属設備 ※事業の用に供されることがないもの ※取得価額の要件 機械及び装置(1台) 160万円以上のもの 測定工具及び検査工具(1台) 30万円以上のもの 器具及び備品(1台) 30万円以上のもの 建物附属設備(1つの設備) 60万円以上のもの		賃上げ率 1.5%以上 増加	3年間 取得時期 R7.4.1~ R9.3.31	・先端設備等導入計画に係る認定申請書類及び認定書の写し(地域振興課が発行) ・工業会などによる先端設備などに係る投資計画に関する確認書の写し
1/2 (1/2軽減)				5年間 取得時期 R7.4.1~ R9.3.31		
			賃上げ率 3.0%以上 増加			
				1/4 (3/4軽減)		

旧地方税法附則第15条第44項	中小事業者などが認定先端設備など導入計画に従って取得した一定の条件を満たす機械及び装置、測定工具及び検査工具、器具及び備品並びに建物附属設備 ※事業の用に供されたことがないもの ※取得価額の要件 機械及び装置 (1台) 160万円以上のもの 測定工具及び検査工具 (1台) 30万円以上のもの 器具及び備品 (1台) 30万円以上のもの 建物附属設備 (1つの設備) 60万円以上のもの	賃上げ 表明なし 1/2 (1/2 軽減)	3年間 取得時期 R5.4.1～ R7.3.31	・先端設備等導入計画に係る認定申請書類及び認定書の写し(地域振興課が発行) ・工業会などによる先端設備などに係る投資計画に関する確認書の写し ・賃上げ表明をしている場合、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し ・リース資産については、併せてリース契約書の写し、固定資産税軽減計算書の写し
		賃上げ 表明あり 1/3 (2/3 軽減)	5年間 取得時期 R5.4.1～ R6.3.31 4年間 取得時期 R6.4.1～ R7.3.31	

(3) 固定資産税の減免が適用される償却資産

地方税法第367条の規定に基づき、大井町町税条例第25条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、所有されている方の申請があった場合に限り、固定資産税の全部又は一部が免除されます(申請時期により、免除される税額が変わる場合があります。)

該当する償却資産を所有されている方は、「町税減免納期限延長申請書」をご請求のうえ必要事項を記入し、減免内容に係る資料とともにご提出ください。

(4) 耐用年数の短縮等を適用した償却資産

前年中に、法人税法又は所得税法の規定による耐用年数の短縮、増加償却を適用した償却資産又は耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合は、承認通知書若しくは届出書の写しとともにご提出ください。

なお、圧縮記帳や租税特別措置法等に規定する特別償却・割増償却等は、固定資産税では認められておりませんのでご注意ください。

注意 電子申告により申告データを送信される場合も添付書類についてはご提出が必要となります。

6 国税との主な相違点

国税（法人税・所得税）の取扱いと地方税（固定資産税（償却資産））の取扱いとの主な違いは次のとおりです。

項目	国税の取扱い (法人税・所得税)	地方税の取扱い (固定資産税（償却資産）の評価額)
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	<p>【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法)</p> <p>【平成19年4月1日 ～平成28年3月31日取得】 定率法、定額法等の選択制度</p> <p>【平成28年4月1日以降取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物及び構築物・建物付属設備 については定額法)</p>	原則として、「固定資産評価基準」*に定める原価率によります。 (7ページ〈減価残存率〉をご参照ください。)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳	認めている	認めていない
特別償却・割増償却 ・即時償却 (租税特別措置法)	認めている	認めていない
評価額の最低限度額	備忘価額（1円）まで	取得価額の100分の5
中小企業者等の少額資産の 損金算入の特例 (租税特別措置法)	認めている	金額にかかわらず、認められない

*「固定資産評価基準」とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

7 申告内容の確認調査

(1) 実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条の2及び第408条の規定により、電話での問い合わせや実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いいたします。

なお、検査拒否にあたる場合は、地方税法第354条の規定により、罰金を科されることがあります。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

上記の調査に伴い、資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがありますので、ご了承ください。

(2) 所得税又は法人税に関する書類についての閲覧

大井町では、地方税法354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。閲覧した書類の内容と、大井町への償却資産の申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

なお、調査結果により賦課決定を行う場合もありますので、ご了承ください。

8 過年度への遡及等

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで、地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により、5 年度分遡及することとなります。

9 不申告又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第 386 条により、過料を科されることがあるほか、地方税法第 368 条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、罰金を科されることがあります。

10 みなし課税

申告がない場合においても、過去の申告内容や国税資料を基に償却資産を所有しているとみなして課税することがあります。その場合でも、正確な情報を把握するため申告は必要となりますのでご注意ください。

11 一般方式による申告書等の記載方法

第十六号様式

受領印		令和 年 月 日		令和 ○ 年度		※該当年度を記入		帳票識別コード		当申告書		修正申告	
神奈川県足柄上郡大井町長 様		〒258-8501 足柄上郡大井町金子1995番地		0465-XXXX-XXXX		12345678901X3		印刷業		10,000,000		昭和××年××月	
住所		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ	
1 (納税通知書送付先)		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名	
2 住所		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ	
3 氏名		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ	
4 屋号		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ	
5 個人番号又は法人番号		取得額		取得額		取得額		取得額		取得額		取得額	
6 事業種目		26 前年中に取得したものの(イ)		27 前年中に減少したものの(ロ)		28 前年中に取得したものの(ハ)		29 前年中に減少したものの(ニ)		30 評価額		31 決定価格	
7 事業開始年月		3,650,000		8,500,000		3,650,000		12,150,000		150,000		1,000,000	
8 税理士等の氏名		8,978,000		3,000,000		8,978,000		11,978,000		11,978,000		11,978,000	
9 電話番号		12,628,000		1,150,000		1,000,000		1,000,000		1,000,000		1,000,000	
10 電話番号		33 数量		34 数量		35 数量		36 数量		37 数量		38 数量	
11 電話番号		12,628,000		1,150,000		1,000,000		1,000,000		1,000,000		1,000,000	
12 電話番号		18 借入資産		19 借入資産		20 借入資産		21 借入資産		22 借入資産		23 借入資産	
13 電話番号		24 数量		25 数量		26 数量		27 数量		28 数量		29 数量	
14 電話番号		28 数量		29 数量		30 数量		31 数量		32 数量		33 数量	
15 電話番号		33 数量		34 数量		35 数量		36 数量		37 数量		38 数量	
16 電話番号		38 数量		39 数量		40 数量		41 数量		42 数量		43 数量	
17 電話番号		41 数量		42 数量		43 数量		44 数量		45 数量		46 数量	
18 電話番号		46 数量		47 数量		48 数量		49 数量		50 数量		51 数量	
19 電話番号		51 数量		52 数量		53 数量		54 数量		55 数量		56 数量	
20 電話番号		56 数量		57 数量		58 数量		59 数量		60 数量		61 数量	
21 電話番号		61 数量		62 数量		63 数量		64 数量		65 数量		66 数量	
22 電話番号		66 数量		67 数量		68 数量		69 数量		70 数量		71 数量	
23 電話番号		71 数量		72 数量		73 数量		74 数量		75 数量		76 数量	
24 電話番号		76 数量		77 数量		78 数量		79 数量		80 数量		81 数量	
25 電話番号		81 数量		82 数量		83 数量		84 数量		85 数量		86 数量	
26 電話番号		86 数量		87 数量		88 数量		89 数量		90 数量		91 数量	
27 電話番号		91 数量		92 数量		93 数量		94 数量		95 数量		96 数量	
28 電話番号		96 数量		97 数量		98 数量		99 数量		100 数量		101 数量	
29 電話番号		101 数量		102 数量		103 数量		104 数量		105 数量		106 数量	
30 電話番号		106 数量		107 数量		108 数量		109 数量		110 数量		111 数量	
31 電話番号		111 数量		112 数量		113 数量		114 数量		115 数量		116 数量	
32 電話番号		116 数量		117 数量		118 数量		119 数量		120 数量		121 数量	
33 電話番号		121 数量		122 数量		123 数量		124 数量		125 数量		126 数量	
34 電話番号		126 数量		127 数量		128 数量		129 数量		130 数量		131 数量	
35 電話番号		131 数量		132 数量		133 数量		134 数量		135 数量		136 数量	
36 電話番号		136 数量		137 数量		138 数量		139 数量		140 数量		141 数量	
37 電話番号		141 数量		142 数量		143 数量		144 数量		145 数量		146 数量	
38 電話番号		146 数量		147 数量		148 数量		149 数量		150 数量		151 数量	
39 電話番号		151 数量		152 数量		153 数量		154 数量		155 数量		156 数量	
40 電話番号		156 数量		157 数量		158 数量		159 数量		160 数量		161 数量	
41 電話番号		161 数量		162 数量		163 数量		164 数量		165 数量		166 数量	
42 電話番号		166 数量		167 数量		168 数量		169 数量		170 数量		171 数量	
43 電話番号		171 数量		172 数量		173 数量		174 数量		175 数量		176 数量	
44 電話番号		176 数量		177 数量		178 数量		179 数量		180 数量		181 数量	
45 電話番号		181 数量		182 数量		183 数量		184 数量		185 数量		186 数量	
46 電話番号		186 数量		187 数量		188 数量		189 数量		190 数量		191 数量	
47 電話番号		191 数量		192 数量		193 数量		194 数量		195 数量		196 数量	
48 電話番号		196 数量		197 数量		198 数量		199 数量		200 数量		201 数量	
49 電話番号		201 数量		202 数量		203 数量		204 数量		205 数量		206 数量	
50 電話番号		206 数量		207 数量		208 数量		209 数量		210 数量		211 数量	
51 電話番号		211 数量		212 数量		213 数量		214 数量		215 数量		216 数量	
52 電話番号		216 数量		217 数量		218 数量		219 数量		220 数量		221 数量	
53 電話番号		221 数量		222 数量		223 数量		224 数量		225 数量		226 数量	
54 電話番号		226 数量		227 数量		228 数量		229 数量		230 数量		231 数量	
55 電話番号		231 数量		232 数量		233 数量		234 数量		235 数量		236 数量	
56 電話番号		236 数量		237 数量		238 数量		239 数量		240 数量		241 数量	
57 電話番号		241 数量		242 数量		243 数量		244 数量		245 数量		246 数量	
58 電話番号		246 数量		247 数量		248 数量		249 数量		250 数量		251 数量	
59 電話番号		251 数量		252 数量		253 数量		254 数量		255 数量		256 数量	
60 電話番号		256 数量		257 数量		258 数量		259 数量		260 数量		261 数量	
61 電話番号		261 数量		262 数量		263 数量		264 数量		265 数量		266 数量	
62 電話番号		266 数量		267 数量		268 数量		269 数量		270 数量		271 数量	
63 電話番号		271 数量		272 数量		273 数量		274 数量		275 数量		276 数量	
64 電話番号		276 数量		277 数量		278 数量		279 数量		280 数量		281 数量	
65 電話番号		281 数量		282 数量		283 数量		284 数量		285 数量		286 数量	
66 電話番号		286 数量		287 数量		288 数量		289 数量		290 数量		291 数量	
67 電話番号		291 数量		292 数量		293 数量		294 数量		295 数量		296 数量	
68 電話番号		296 数量		297 数量		298 数量		299 数量		300 数量		301 数量	
69 電話番号		301 数量		302 数量		303 数量		304 数量		305 数量		306 数量	
70 電話番号		306 数量		307 数量		308 数量		309 数量		310 数量		311 数量	
71 電話番号		311 数量		312 数量		313 数量		314 数量		315 数量		316 数量	
72 電話番号		316 数量		317 数量		318 数量		319 数量		320 数量		321 数量	
73 電話番号		321 数量		322 数量		323 数量		324 数量		325 数量		326 数量	
74 電話番号		326 数量		327 数量		328 数量		329 数量		330 数量		331 数量	
75 電話番号		331 数量		332 数量		333 数量		334 数量		335 数量		336 数量	
76 電話番号		336 数量		337 数量		338 数量		339 数量		340 数量		341 数量	
77 電話番号		341 数量		342 数量		343 数量		344 数量		345 数量		346 数量	
78 電話番号		346 数量		347 数量		348 数量		349 数量		350 数量		351 数量	
79 電話番号		351 数量		352 数量		353 数量		354 数量		355 数量		356 数量	
80 電話番号		356 数量		357 数量		358 数量		359 数量		360 数量		361 数量	
81 電話番号		361 数量		362 数量		363 数量		364 数量		365 数量		366 数量	
82 電話番号		366 数量		367 数量		368 数量		369 数量		370 数量		371 数量	
83 電話番号		371 数量		372 数量		373 数量		374 数量		375 数量		376 数量	
84 電話番号		376 数量		377 数量		378 数量		379 数量		380 数量		381 数量	
85 電話番号		381 数量		382 数量		383 数量		384 数量		385 数量		386 数量	
86 電話番号		386 数量		387 数量		388 数量		389 数量		390 数量		391 数量	
87 電話番号		391 数量		392 数量		393 数量		394 数量		395 数量		396 数量	
88 電話番号		396 数量		397 数量		398 数量		399 数量		400 数量		401 数量	
89 電話番号		401 数量		402 数量		403 数量		404 数量		405 数量		406 数量	
90 電話番号		406 数量		407 数量		408 数量		409 数量		410 数量		411 数量	
91 電話番号		411 数量		412 数量		413 数量		414 数量		415 数量		416 数量	
92 電話番号		416 数量		417 数量		418 数量		419 数量		420 数量		421 数量	
93 電話番号		421 数量		422 数量		423 数量		424 数量		425 数量		426 数量	
94 電話番号		426 数量		427 数量		428 数量		429 数量		430 数量		431 数量	
95 電話番号		431 数量		432 数量		433 数量		434 数量		435 数量		436 数量	
96 電話番号		436 数量		437 数量		438 数量		439 数量		440 数量		441 数量	
97 電話番号		441 数量		442 数量		443 数量		444 数量		445 数量		446 数量	
98 電話番号		446 数量		447 数量		448 数量		449 数量		450 数量		451 数量	
99 電話番号		451 数量		452 数量		453 数量		454 数量		455 数量		456 数量	
100 電話番号		456 数量		457 数量		458 数量		459 数量		460 数量		461 数量	
101 電話番号		461 数量		462 数量		463 数量		464 数量		465 数量		466 数量	
102 電話番号		466 数量		467 数量		468 数量		469 数量		470 数量		471 数量	
103 電話番号		471 数量		472 数量		473 数量		474 数量		475 数量		476 数量	
104 電話番号		476 数量		477 数量		478 数量		479 数量		480 数量		481 数量	
105 電話番号		481 数量		482 数量		483 数量		484 数量		485 数量		486 数量	
106 電話番号		486 数量		487 数量		488 数量		489 数量		490 数量		491 数量	
107 電話番号		491 数量		492 数量		493 数量		494 数量		495 数量		496 数量	
108 電話番号		496 数量		497 数量		498 数量		499 数量		500 数量		501 数量	
109 電話番号		501 数量		502 数量		503 数量		504 数量		505 数量		506 数量	
110 電話番号		506 数量		507 数量		508 数量		509 数量		510 数量		511 数量	
111 電話番号		511 数量		512 数量		513 数量		514 数量		515 数量		516 数量	
112 電話番号		516 数量		517 数量		518 数量		519 数量		520 数量		521 数量	
113 電話番号		521 数量		522 数量		523 数量		524 数量		525 数量		526 数量	
114 電話番号		526 数量		527 数量		528 数量		529 数量		530 数量		531 数量	
115 電話番号		531 数量		532 数量		533 数量		534 数量		53			

償却資産申告書(償却資産課税台帳) 記入方法

①	帳票種別コード	記載不要です。
②～③	申告区分・処理方式	該当する方にチェックしてください。
④	申告書等送付番号	明細書の申告書等送付番号に印字されている番号を記載してください。ただし、初めて申告される方は記載する必要はありません。
⑤	住所	納税通知書の送付先住所を記載してください。また、住所にビル名等の方書きがある場合は方書き部分にフリガナを付してください。
⑥	公簿上の住所又は所在地	公簿上の住所又は所在地を記載してください。
⑦	氏名	法人の場合、その名称及び代表者の氏名を記載してください。また、屋号があれば記載してください。
⑧	公簿上の生年月日又は設立年月日	公簿上の生年月日、又は設立年月日を記載してください。
⑨	個人番号又は法人番号	個人の方は個人番号(12桁)を、法人は法人番号(13桁)を記載してください。
⑩	事業種目 資本金又は出資金の額	事業種目を具体的に記載してください。 法人の場合、資本金又は出資金等の額を記載してください。
⑪	事業開始年月	事業を開始した年月を記載してください。
⑫	<small>この申告に申告する者の係及び氏名・電話番号</small>	申告の内容について問い合わせ先となる担当部署、氏名、電話番号を記載してください。
⑬	税理士等の氏名・電話番号	経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。
⑭～⑳		各項目の有無について、該当する方にチェックしてください。
㉑	事業所等資産の所在地	住所と資産の所在地が異なる場合、又は、2か所以上の事業所等資産所在地がある場合には、それぞれの所在地を記載してください。
㉒	借用資産・貸主の名称等	借用資産(土地・家屋以外)の有無について、該当する方にチェックし、貸主の名称を記載してください。
㉓～㉕		各項目について、該当する場合にチェックしてください。
㉖	取得価額(イ)	前年前に取得した資産の合計額を、資産の種類別に記載してください。
㉗	取得価額(ロ)	前年中に減少した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。
㉘	取得価額(ハ)	前年中に取得した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。 なお、初めて申告される方は、全資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。
㉙	取得価額(ニ)	(イ)－(ロ)＋(ハ)によって算出した取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。
㉚～㉛		一般方式の場合、記載の必要はありません。ただし、電算処理方式により全資産申告を行う場合には、記載してください。

(2) 種類別明細書(全資産用・プレ申告用)の記載方法

◎前年度の申告歴がある方は、申告年度の前年中に取得した資産を含め、全資産を記載してください。

◎大井町に初めて申告される方は、直近の1月1日現在所有している全ての資産を記載してください。

※該当年度を記入

③ 帳簿識別コード
 ④ 申告区分
 ⑤ 申告書等送付番号
 令和 ○ 年度
 ⑥ 申告書等送付番号 12345678

行番	異動区分	資産の種類	⑧ 物件番号	⑩ 資産の名称等	⑪ 数量	⑫ 取得年月		⑬ 元日取得	⑭ 取得価額	⑮ 耐用年数	⑯ 減価償却率	⑰ 価額	⑱ 課税標準額	⑲ 課税標準額の特例	⑳ 増減事由	㉑ 摘要		
						年号	月											
01	1	1	001	アスファルト舗装工事	1	4	23	5	8,500,000	10								
02	1	1	002	看板	1	5	7	5	3,650,000	10					1			
03	1	2	003	製本用機材	1	5	7	6	1,650,000	7					1			
04	1	2	004	オフセット印刷機	1	5	7	6	7,328,000	10					1			
05	2	2	005	デジタル印刷機	1	4	23	5	3,000,000	4								
06	6	6	006	ノートパソコン	1	4	30	4	150,000	4						申告漏れ分		
07																		
08																		
09																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
													小計			24,278,000		

当町のシステムで計算しますので、記入の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告される場合は必ず記載してください。

- 注意1 「異動区分」の欄は、1増加、2減少、3訂正のいずれかの数字をご記載ください。
- 注意2 「資産の種類」の欄は、1構築物 2機械及び装置 3船舶 4航空機 5車両及び運搬具 6工具、器具及び備品 のいずれかの数字をご記載ください。
- 注意3 「取得年月」の欄は、3昭和 4平成 5令和 のいずれかの数字をご記載ください。
- 注意4 「元日取得」の欄は、元日(1月1日)に取得した場合には「1」をご記載ください。
- 注意5 「異動区分」が2減少の場合、「取得価額」の欄に減少後の「取得価額」(《例》全部減少の場合は「0」が入ります)を、「摘要」の欄に減少前の「取得価額」をご記載ください。
- 注意6 「増減事由」の欄は、1新品取得 2中古品取得 3売却 4滅失 5移動 6その他 のいずれかの数字をご記載ください。

種類別明細書(全資産用・プレ申告用) 記入方法

①	所有者名	氏名又は名称を記載してください。
②	ページ	この「種類別明細書(全資産用・プレ申告用)」について、2枚のうち1枚目というようにページ数を付けてください。
③	帳票識別コード	記載不要。
④～⑤		該当する方にチェックしてください。
⑥	申告書等送付番号	明細書の申告書等送付番号に印字されている番号を記載してください。 ただし、初めて申告される方は記載する必要はありません。
⑦	異動区分	次の区分により、いずれかの数字を記載してください。 1. 増加 2. 減少 3. 訂正
⑧	資産の種類	次の区分により、いずれかの数字を記載してください。 1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品
⑨	物件番号	独自番号等を定めていない場合は記載不要。
⑩	資産の名称等	資産の名称及び規格等をカタカナ・英字・数字で20字以内で記載してください。
⑪	数量	取得した資産の数量を記載してください。
⑫	取得年月	年号は次の区分とし、資産を取得した年月を記載してください。 昭和「3」 平成「4」 令和「5」
⑬	元日取得	元日(1月1日)に取得した場合には「1」を記載してください。
⑭	取得価額	当該資産の取得価額(荷役費、運送費、据付費、関税等当該資産の取得に要した費用を含む)を記載してください。 なお、圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。 【消費税について】 税込経理方式を行っている方は、消費税等取得価額に含め、税抜経理方式を行っている方は、消費税等取得価額に含めず記載してください。
⑮	耐用年数	減価償却資産の耐用年数に関する省令の別表に該当する耐用年数を記載してください。 なお、中古資産について、見積耐用年数によっては、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。
⑯～⑰		記載不要。 ※ただし、電算処理方式により全資産申告を行う場合には、記載してください。
⑱	増減事由	次の区分により、いずれかの数字を記載してください。 1. 新品取得 2. 中古品取得 3. 売却 4. 滅失 5. 移動 6. その他
㉑	摘要	当該資産について、次のような事項を記載してください。 ・非課税や課税標準の特例に該当する資産については、その適用条項(例：法第349条の3第3項) ・増加償却を行っている資産についてはその旨の表示 ・耐用年数の変更があった場合はその旨の表示 ・前年度申告漏れの資産があった場合はその旨の表示 ・その他当該資産の価額の決定にあたって必要な事項

(3) 種類別明細書(増減資産用)

◎申告年度の前年中に移動(増加または減少)した資産について記載してください。

① 所有者名		② 枚目		③ 帳票識別コード		④ 申告区分		⑤ 申告書等送付番号	
株式会社 ○○○○		1枚のうち		帳票識別コード		当申告		12345678	
				⑥ 処理方式		一般処理			
				⑦ 申告年度		○			
				⑧ 取得年度		○			
				⑨ 取得年月		年 月			
				⑩ 取得日		年 月 日			
				⑪ 数量		⑫ 取得価額			
				⑬ 耐用年数		⑭ 取得価額			
				⑮ 申告年度		⑯ 増減事由			
				⑰ 耐用年数		⑱ 摘要			
				⑲ 取得価額		⑳ 増減事由			
				⑳ 取得価額		㉑ 増減事由			
				㉒ 取得価額		㉓ 増減事由			
				㉔ 取得価額		㉕ 増減事由			
				㉖ 取得価額		㉗ 増減事由			
				㉘ 取得価額		㉙ 増減事由			
				㉚ 取得価額		㉛ 増減事由			
				㉜ 取得価額		㉝ 増減事由			
				㉞ 取得価額		㉟ 増減事由			
				㊱ 取得価額		㊲ 増減事由			
				㊳ 取得価額		㊴ 増減事由			
				㊵ 取得価額		㊶ 増減事由			
				㊷ 取得価額		㊸ 増減事由			
				㊹ 取得価額		㊺ 増減事由			
				㊻ 取得価額		㊼ 増減事由			
				㊽ 取得価額		㊾ 増減事由			
				㊿ 取得価額		㊿ 増減事由			
				小計		13,628,000			

注意1 「異動区分」の欄は、1増加、2減少、3訂正のいずれかの数字をご記載ください。
 注意2 「資産の種類」の欄は、1構築物 2機械及び装置 3船舶 4航空機 5車両及び運搬具 6工具、器具及び備品 のいずれかの数字をご記載ください。
 注意3 「取得年月」の年号欄は、3昭和 4平成 5令和 のいずれかの数字をご記載ください。
 注意4 「元日取得」の欄は、元日(1月1日)に取得した場合に「1」をご記載ください。
 注意5 「異動区分」が2減少の場合、「取得価額」の欄に減少後の「取得価額」(例)全部減少の場合は「0」が入ります。「摘要」の欄に減少前の「取得価額」をご記載ください。
 注意6 「増減事由」の欄は、1新品取得 2中古品取得 3売却 4滅失 5移動 6その他 のいずれかの数字をご記載ください。

種類別明細書(増減資産用) 記入方法

①	所有者名	氏名又は名称を記載してください。
②	ページ	この「種類別明細書(全資産用・ブレ申告用)」について、2枚のうち1枚目と1枚目以外にページ数を付けてください。
③	帳票識別コード	記載不要。
④～⑤		該当する方にチェックしてください。
⑥	申告書等送付番号	明細書の申告書等送付番号に印字されている番号を記載してください。 ただし、初めて申告される方は記載する必要はありません。
⑦	異動区分	次の区分により、いずれかの数字を記載してください。 1. 増加 2. 減少 3. 訂正
⑧	資産の種類	次の区分により、いずれかの数字を記載してください。 1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品
⑨	物件番号	独自番号等を定めていない場合は記載不要。
⑩	資産の名称等	資産の名称及び規格等をカタカナ・英字・数字で20字以内で記載してください。
⑪	数量	取得した資産の数量を記載してください。
⑫	取得年月	年号は次の区分とし、資産を取得した年月を記載してください。 昭和「3」平成「4」令和「5」
⑬	元日取得	元日(1月1日)に取得した場合には「1」を記載してください。
⑭	取得価額	当該資産の取得価額(荷役費、運送費、据付費、関税等当該資産の取得に要した費用を含む)を記載してください。 なお、圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。 【消費税について】 税込経理方式を行っている方は、消費税等を取得価額に含め、税抜経理方式を行っている方は、消費税等を取得価額に含めず 記載してください。
⑮	耐用年数	減価償却資産の耐用年数に関する省令の別表に該当する耐用年数を記載してください。 なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。
⑯	申告年度	記載不要。 ※ただし、電算処理方式により全資産申告を行う場合には、記載してください。
⑰	増減事由	次の区分により、いずれかの数字を記載してください。 1. 新品取得 2. 中古品取得 3. 売却 4. 滅失 5. 移動 6. その他
⑱	摘要	当該資産について、次のような事項を記載してください。 ・非課税や課税標準の特例に該当する資産については、その適用条項(例:法第349条の3第3項) ・増加償却を行っている資産についてはその旨の表示 ・前年度申告漏れの資産があった場合はその旨の表示 ・その他当該資産の価額の決定にあたって必要な事項